

山口県報

平成27年
9月15日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課)……………三
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課)……………三
- 解除予定保安林 (美祢市) (森林整備課)……………四
- 保安林の指定 (森林整備課)……………五
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (団体指導室)……………五
- 公告
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………五
- 選管告示
政治団体の名称等……………六
- 解散等に係る政治団体の名称等……………六
- 監査規程
山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程……………六

山口県告示第三百二十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年九月十五日から同年十月五日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ワタキユーセイモア株式会社
住 所 京都府綴喜郡井手町大字多賀二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ワタキユーセイモア株式会社山口営業所岩国工場
所在地 岩国市門前町二丁目三三番九号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (kg/回)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り の 使用 間 隔 の 概 要
六七	一〇〇	平成二七、 一〇、六	平成二七、 一〇、六	平成二七、 一〇、六	連 続 八 時 間 変 動 な し
〃	五〇	〃	〃	〃	〃

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
七	通 常	八・二	二五
	最 大	六	三八
	通 常		一五
	最 大		二五
	通 常		検出せず
	最 大		二二・五三
	通 常		二二・五三
	最 大		二・七九
	通 常		四・四六
	最 大		二〇〇
	通 常		三〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

活性汚泥処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
		処理後	処理前	
		七	八	八・二
		七	八	二五
		七	八	三八
		七	八	一五
		七	八	二五
		七	八	検出せず
		七	八	二二・五三
		七	八	二二・五三
		七	八	二・七九
		七	八	四・四六
		七	八	二〇〇
		七	八	三〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たり 二四時間	概 季節的変動の 要	年 工 月 事 日 着 予 手 定 予 定	年 工 月 事 日 完 成 予 定	年 使 月 用 日 開 始 予 定

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 ^{りん} (mg/l)	汚水等の一日当たりの量(m ³)
〃	七	〃	〃	〃	〃	一・六
〃	八・二	〃	〃	〃	〃	二二・八

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名 施 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 土田 博光 えがお整骨院 山口市駅通り二丁目六番一九 平成二七、八、八

山口県告示第三百二十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面 積 (平方メートル)
農事組合法人内日三町生産組合	下関市大字内日上二五〇	下関市大字内日上字ウツワ三七九の一ほか一筆	四、三三四
農事組合法人吉田ファーム	大字吉田地方二五五一の一	大字吉田地方字丸二二四の四ほか一七筆	二五、〇五七
農事組合法人朝生ファーム	豊北町大字田耕六七九二の五	豊北町大字田耕字墓の前七九〇ほか一筆	二、八七四
農事組合法人吉見ファーム	大字吉見下二〇四六の五	大字吉見下字下山田一九七〇の三ほか一四筆	三七、六九六
農事組合法人ひらの	山口市黒川三四七八	山口市黒川字大坪三三九五の二ほか一筆	三、二三四
農事組合法人ファームあまだ	秋穂西一五七四	秋穂西字下越峠一〇八九の一ほか一六二筆	三六六、六七三
株式会社仁保農産	仁保上郷一六	仁保下郷字河原三三二八の一ほか四筆	三、七〇〇

田中 芳一	の〇一	深川湯本二八七	瀬〇五四四の一ほか八筆	九、六八九
大村 達盛	〇二二	油谷蔵小田一一	方〇七五五	一、二二六
大村 慎一	〇	日置中一三六六	一〇四一七の一ほか八筆	一八、八二七
重村 鉄也	〇	日置下二九	九二五の一ほか五筆	四、三五五
株式会社長州塩瀬農場	の〇三	油谷伊上三八七	岡〇二〇一三の一ほか一筆	三、八二四
井関 信正	四七	長門市油谷向津具下六	坪一三〇三ほか三筆	九、六〇〇
農事組合法人下津領	二〇	〇	三四の一ほか四筆	一七、四三〇
山崎 秀樹	一〇	大字台道四九一	四九九二の一ほか二筆	三、一一六
裕富 博美	三〇	防府市大字植松二二七	式ノ割二四一八の二ほか五筆	九、七八〇
粟屋 文	の〇六	山口市宮野上二四五〇	九九九の三ほか四筆	三、七三二
農事組合法人切畑ファーム	二〇	〇六	六筆	二、〇一一
弘瀬 昭夫	一〇	〇六	川二七四の一ほか五筆	七、八七七
吉村 良博	九〇	〇九	か二三筆	四、六三七
田中 誠二	〇	〇一	ケ坪八八三の一ほか二筆	一四、二六二
西村 周二	一	〇三	下九三二の一ほか八筆	二五、八四一
農事組合法人本郷原	三〇	〇三	一〇八七ほか一筆	三、三〇四
農事組合法人至福の里	の〇四	〇一	三三九の一ほか一筆	二、一九七
農事組合法人むつみ	九〇	〇九	萩市大字吉部下四〇九	六四九、七二六
株式会社ペリーロード	一〇	〇三	〇	三、八〇〇
藏本 栄治	の〇一	〇九	一〇八六の一ほか一筆	七、三〇七



山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年/月/日)
酒井博英後援会	酒井 博英	酒井 博英	光市島田 / 丁目2番25号		平成27、8、28
松田一志を励ます会	藤本 博一	吉田 貞好	山口市小郡下郷373の5		〃 〃 26
美祿俊光会	高杉 敏也	高杉 豊子	美祿市大鏡町東分3/5の3		〃 〃 3/

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
植松洋進後援会	師井 秀利	山根 千里	宇部市今村南 / 丁目5番22号	平成26、12、3/
廣戸一見後援会	廣戸 一見	広戸 満治	下松市若宮町//番2/号	〃 〃 〃



山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年九月十五日

山口県監査委員

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程

山口県監査委員公印規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表委員印の項の次に次のように加える。

委員職務執行者印	山口県監査委員職務執行者印	二七	一
----------	---------------	----	---

附則

この規程は、公布の日から施行する。